

専任を必要とする主任技術者の兼務について

町田市が発注する工事で、専任を必要とする主任技術者の兼務（建設業法施行令第27条2項に適用）につきまして、以下のとおりとします。

1 実施要件

専任を必要とする主任技術者（以下「専任主任技術者」）が兼務できる要件は、次の（1）から（4）までとします。

（1）①及び②に該当する工事のうち、③または④を除く工事について適用します。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事（別紙参照）
- ② 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所にある工事（別紙参照）
- ③ 発注工事が高度な技術を要する工事もしくは施工上相当の困難を伴う工事である旨を明記している工事
- ④ ③に該当するもののほか、適正な施工が困難であると発注者が判断する工事

（2）同一の専任主任技術者が兼務できる工事件数は、原則として2件までとします。

（3）町田市及び町田市以外（以下「他発注機関」）が発注する工事との間で、同一の専任主任技術者に兼務させる場合には、他発注機関が定める条件、確認方法等について相互の条件が合致し、発注者間で相互に認めた場合に限り実施できます。

（4）対象は、元請の専任技術者とします。

※監理技術者は監理技術者補佐を配置しない場合は、原則として兼務をすることはできません。

2 入札時、開札後の手続き

（1）一般競争入札の場合

専任主任技術者の兼務を希望する者は、「一般競争入札参加資格確認申請書」を電子入札サービスにより送信する際に添付する「配置予定技術者調書」の4において、兼務要件を満たしている旨を申述してください。

既に履行中の工事、これから入札を行う工事のうち、どちらか一つの工事でも技術者の専任を要する工事の場合は兼務の要件を満たしている旨の申述をしてください。入札手続き中の2件の工事の技術者の兼務を希望する場合、少なくとも一方が技術者の専任を要するときも申述が必要です。

受注後、「現場代理人及び主任技術等通知書」を監督員に提出する際に、「専任を必要とする主任技術者の兼務申請書」もあわせて提出し、兼務の承認を得てください（「配置予定技術者調書」における申述は、兼務を承認するものではなく、受注後に監督員へ兼務申請書を提出する必要があります）。

※原則として技術者の変更をすることは出来ず、希望申請時に提出した「配置予定技術者調書」の技術者と「現場代理人及び主任技術等通知書」の技術者は同一である必要があります。希望申請時と異なる技術者の配置をせざるを得ない場合は、開札時まで「配置予定技術者調書」の再提出をしてください。

（2）指名競争入札、特命随意契約の場合

既に専任主任技術者となっている主任技術者が、指名競争入札、特命随意契約で受注した後発工事の技術者を兼務したい場合は、受注後、「現場代理人及び主任技術等通知書」を監督員に提出する際に、「専任を必要とする主任技術者の兼務申請書」を提出し、兼務の承認を得てください。

3 適用時期

令和3年4月1日以降に公表する工事に適用する。

①の「一体性もしくは連続性が認められる工事」については次に該当する工事とします。

- ・同一路線や同一河川、同一公園、同一敷地内で実施する工事等

①の「施工にあたり相互に調整を要する工事」については次に該当する工事とします。

- ・工事用道路を共有していて、工程調整が必要な工事
- ・現場発生土等を流用し、調整が必要な工事
- ・交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事
- ・資材の調達を一括で行い、相互に工程調整を要する工事
- ・工事の相当の部分在同一の下請で施工し、相互に工程調整を要する工事

②の「相互の間隔が10km程度の近接した場所」については、以下のとおりとします。

- ・距離の計測方法については直線距離とする
- ・複数の現場や広範囲の現場については、その最短距離とする

制定 令和3年3月 工事主管部署